

## 第5章 計画推進のための施策の策定

5-1 施策の基本的考え方

5-2 施策体系と施策展開の方針

5-3 緑の保全に係る制度の指定方針及び指定目標

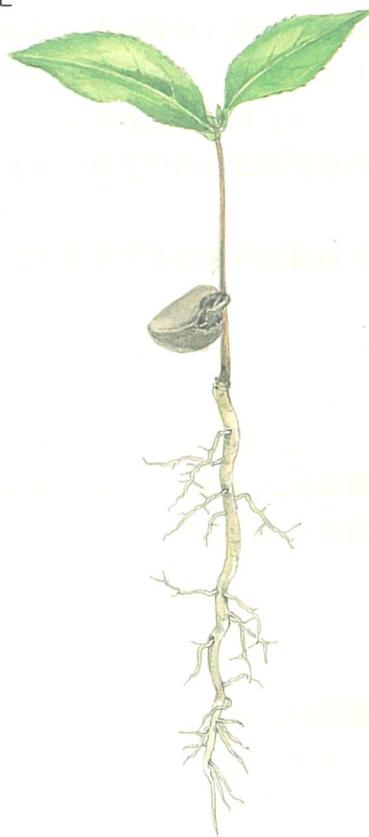
5-4 緑の整備に係る施設緑地の配置方針及び整備目標

5-5 緑の創造に係る緑化の方針及び緑化目標

5-6 緑の啓発に係る施策の方針

5-7 施策策定のまとめ

5-8 緑化推進重点地区の設定



ヤブツバキの実生

## 5－1 施策の基本的考え方

都市の緑とオープンスペースに関する総合計画である緑の基本計画の実現を図るためにには、計画の円滑な推進につながる制度面の充実とともに、多岐にわたる内容や熟度に応じた施策を計画的、段階的に実施していくことが必要である。

また、緑の都市環境づくりは、基本的に市民（事業者を含む、以下同じ）の理解と協力に支えられていることから、行政と市民の連携に基づく取り組みが求められる。

こうした点を踏まえ、計画の実現に向けた施策及び方策を次の考え方方に沿って推進する。

### 1) 施策の考え方

①これまでの緑の保全・整備・創造・啓発に係る施策を基本的に継承し、その発展を図る。

昭和60年以降推進してきた緑のマスタープラン及び都市緑化推進計画に基づく幅広い緑化施策を継承し、その実績を踏まえた発展を図る。

②新たに制定された法制度の積極的活用を図る。

平成6年及び平成7年にかけて行われた「都市緑地保全法の一部改正」に伴い、次のような緑の保全及び緑化に係る制度面の拡充が図られたことから、本計画においても、これらの制度を積極的に活用することで緑地保全の実効性を高める。

#### ●法改正に基づく制度面の拡充の内容

- ・これまでの都道府県に加え、新たに市町村が緑地保全地区の指定、指定地区内の土地の買入れ及び管理を行えることとなった。
- ・住民の利用に供する緑地を確保するための「市民緑地」制度が創設された。
- ・市民緑地の用地として貸し付けられている土地のうち、一定の要件を備えているものについては、相続税及び贈与税の課税評価額が減額されることとなった。
- ・これまでの緑化協定が緑地協定に改称され、協定の内容に住宅地内の良好な樹林等の保全に関する事項が加えられた。
- ・市民や民間団体による緑地の保全や緑化を推進するための公益法人（都市緑化機構）制度が創設された。

③緑の保全・創造・啓発に係る市民の活動・協力に対する支援策の充実を図る。

従来実施してきた樹林の維持管理や接道緑化、緑化相談等の施策の充実を図るとともに、市民の緑の保全や緑化活動に対する資金面、情報面、技術面での支援を強化する。

④計画実現に向けた財政基盤の強化を図る。

計画の推進に向けた財政支出の増大を図るとともに、緑の保全や緑化の推進に向けた財政基盤の強化につながる新たなしきみを検討する。

⑤鎌倉市の緑だけでなく、地球環境の保全を視野に入れた施策の導入を図る。

現在策定中の環境基本計画との連携を図りつつ、市民が地球環境の保全にも直接係わるような施策の導入を図る。

⑥計画推進に向けた新たな施策を検討する。

※

現行施策に加え、市民による樹木オーナー制度、ミティゲーション制度、雨水の地下浸透の推進事業等、緑の保全・創造に係る新たな施策を検討する。

〔※ある地点で開発が行われる場合、それによって失われる自然を他の地域で復元したり、適切な代償措置を講ずることによって市民が享受できる自然環境の総量や質の水準を保持する制度〕

## 2) 計画推進のための方策の考え方

①計画を推進するための新たな条例等の制定を図る。

計画の円滑な推進を図るために、これまでの緑の保全や緑化に係る各種の条例・要綱等を整理統合した、計画推進のための新たな条例等の制定を図る。

②計画内容を計画的、段階的に推進するための実施プログラムの策定を図る。

緑の基本計画で定めた内容を計画期間において確実に実行するため、関連する各種施策・事業の実施時期や計画量等を定めた実施プログラムを策定する。

③国・県、市、市民の連携による計画の推進を図る。

計画内容のうち、広域的にも重要な緑についてはその保全等の対応を国・県へ要望するとともに、市レベルで対応すべきものについては、行政（市）と市民との連携によって緑の保全・創造を図る。

④各種施策の組み合わせによる施策の実効性の向上を図る。

計画の推進にあたっては、関連するハード面、ソフト面の施策を効果的に組み合わせることにより、施策の実効性を高める。

⑤法制度の適用に至るつなぎ策として、市の条例等に基づく施策の効果的活用を図る。

計画に示した歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区等の指定拡大や、緑地保全地区、市民緑地、緑地協定等の指定には地元との調整等に時間を必要とする場合もあることから、その間は市の条例等に基づく保存樹林、緑地保全契約等の施策をつなぎ策として効果的に活用し、緑の継続的な保全を図る。